

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会東京地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 27 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 26 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 20 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 15 件 |

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月
② 平成4年11月

私は、平成4年3月末に会社を退職してから5年1月に就職するまでの期間は国民年金に加入し、銀行や郵便局で、毎月、国民年金保険料を納付していた。当時、同居していた家族に保険料を渡して納付してもらったかもしれないが、全ての保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと述べているところ、オンライン記録により、申立期間前後の期間の保険料は、おおむね1か月ごとに過年度納付されていることが確認でき、申立人の説明と符合している上、申立期間はそれぞれ1か月と短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年12月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から9年10月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年12月及び6年1月の標準報酬月額について、オンライン記録によると、同年2月4日付けで5年12月の随時改定により19万円から8万円に減額処理されていることが確認でき、複数の元従業員の標準報酬月額についても、同日付けで、同年12月の随時改定により減額処理されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、上記減額処理日の直前の平成6年2月1日付けで、元事業主を含む複数の元従業員の標準報酬月額が遡及減額訂正されていることが確認できる。

さらに、申立人が提出した平成5年12月分から6年9月分までの給与支給明細書によると、申立人の給与は19万円前後であり、減額された形跡は見当たらない。

加えて、A社の元経理担当者は、当時の会社の経営状況は厳しく、社会保険料の滞納があった旨供述している。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月4日付けで行われた上記減額処理は、同年2月1日付けで行われた上記減額処理と一体的に行われたものと考えられ、社会保険事務所が行った当該減額処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、当該減額処理の結果として記録されている申立人の5年12月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、平成6年10月から9年9月までの標準報酬月額について、オンライン記録によると、当該期間における定時決定及び随時改定に係る届出は適正な時期に行われており、遡及訂正等の不自然な点は見当たらない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社の元従業員から提出された平成6年10月分から7年9月分までの給与支給明細書によると、報酬月額に見合う標準報酬月額はオンライン記録を上回っているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A社の総務担当者は、申立期間のうち、平成6年10月から9年9月までに係る賃金台帳等の資料は期限経過のため保存していない旨回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年5月1日から21年9月12日までの期間について、A組合（後に、B組合）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は20年5月1日、資格喪失日は21年9月12日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和20年5月から21年3月までは50円、同年4月から同年8月までは150円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和22年1月4日から23年4月30日までの期間について、C社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は22年1月4日、資格喪失日は23年4月30日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年1月から同年5月までは180円、同年6月から23年3月までは300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月1日から28年12月31日まで

D県E市にあったF社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。元夫と同じ職場に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、D県E市において、F社と類似する事業所としてG法人が確認できたが、当該事業所は、昭和28年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の大半の期間において適用事業所となっていない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人に係る被保険者記録は確認できない。

2 しかしながら、申立期間のうち、昭和20年5月1日から21年9月12日までの期

間及び22年1月4日から23年4月30日までの期間について、A組合及びC社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人の戸籍上の氏名及び生年月日と同一の氏名及び生年月日が記載された、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、当該被保険者記録によると、A組合における資格取得日は20年5月1日、資格喪失日は21年9月12日、C社における資格取得日は22年1月4日、資格喪失日は23年4月30日と記録されていることが確認できる。

また、申立人の子は、申立人はD県E市において、元夫と同じ職場に勤務していた旨供述しているところ、上記被保険者名簿におけるそれぞれの期間において、当該元夫と同姓同名及び同一生年月日の被保険者記録が確認できる。

さらに、C社において被保険者記録が確認できる元従業員は、申立人を知っており、申立人と共に販売帳簿や倉庫内の商品管理を行った旨供述している。

これらを総合的に判断すると、上記の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録は、申立人に係る被保険者記録であると判断できることから、申立人のA組合における資格取得日は昭和20年5月1日、資格喪失日は21年9月12日、C社における資格取得日は22年1月4日、資格喪失日は23年4月30日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の基礎年金番号に未統合の被保険者記録から、昭和20年5月から21年3月までは50円、同年4月から同年8月までは150円、22年1月から同年5月までは180円、同年6月から23年3月までは300円とすることが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和20年1月1日から同年5月1日までの期間、21年9月12日から22年1月4日までの期間及び23年4月30日から28年12月31日までの期間について、上記元従業員は、申立人の正確な勤務期間は記憶していないとしている上、A組合及びC社の元事業主の所在は不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上記のG法人は、当該期間当時の人事関係資料を保管していない上、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得した元従業員は、申立人を記憶していないことから、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月1日から8年2月29日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額と相違している。申立期間当時、同社の役員であったが制作及び営業に従事しており、社会保険事務には関与していなかったため、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年2月29日より後の同年3月7日付けで、9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、申立期間及び上記減額訂正処理時において同社の取締役であったことが確認できることから、複数の元従業員は、申立人は取締役であったが制作及び営業担当であり、社会保険事務は担当していなかった旨供述していることから、申立人は、当該減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和43年3月21日であると認められることから、申立期間の資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、2万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月21日から同年9月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和43年3月から勤務しており、厚生年金保険被保険者証、厚生年金基金加入員証及び56年7月13日付けの厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出受理通知書にも43年3月21日に被保険者資格を取得した旨が記載されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における資格取得日について、昭和43年3月21日から同年9月21日に訂正されていることが確認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿によると、上記訂正処理日及び事由等が記載されていない上、雇用保険の加入記録並びに申立人が提出した厚生年金保険被保険者証及び厚生年金基金加入員証によると、申立人のA社における資格取得日は昭和43年3月21日と記録されているほか、元従業員は、申立人は同年3月に新卒の正社員として入社し、申立期間においても継続して勤務していた旨供述している。

また、申立人が提出した昭和56年7月13日付けB社会保険事務所長（当時）発行の「厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出受理通知書」に添付されている「第四種被保険者資格取得申出にかかわる加入期間の調査期間について」により、申立人のA社における資格取得日は43年3月21日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る厚生年金保険の記録管理は適正に行われていたとは考え難く、上記訂正処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格取得日を昭和43年3月21日に訂

正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿及びC厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員台帳において確認できる申立人に係る昭和 43 年 3 月の記録から、2 万 2,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成13年10月30日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成13年7月から同年9月までの標準報酬月額については、24万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月31日から同年10月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成17年3月31日まで勤務していたが、13年9月頃に会社の経営が悪いため、社会保険を廃止したいと社長より話があり仕方なく承知したが、ねんきん定期便を確認したところ、同年7月31日に資格喪失している。同年9月分の給料まで保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成13年分の給与所得の源泉徴収票及び同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成13年7月31日より後の同年10月30日付で、遡って同年7月31日と記録されており、元事業主及び上記同僚に係る資格喪失日についても、同様に処理されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、上記資格喪失処理日において同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、同社は、申立期間において厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと認められる。

したがって、社会保険事務所（当時）において、A社が平成13年7月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る上記資格喪失処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められ

ないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である平成13年10月30日に訂正することが必要である。

なお、平成13年7月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人に係る上記資格喪失処理前の記録から、24万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月16日は21万5,000円、同年12月15日は20万6,000円、16年6月15日は29万9,000円、同年12月15日は30万1,000円、17年6月15日は28万7,000円、同年12月15日は32万8,000円、18年6月15日は18万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。一部期間の賞与明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び申立人の取引銀行における申立期間に係る取引明細表により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書及び取引明細表において確認又は推認できる保険料控除額又は賞与額から、平成15年6月16日は21万5,000円、同年12月15日は20万6,000円、16年6月15日は29万9,000円、同年12月15日は30万1,000円、17年6月15日は28万7,000円、同年12月15日は32万8,000円、18

年6月15日は18万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しており、元代表取締役等に照会したものの回答は無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には当該賞与に係る届出をしておらず、当該賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と供述していることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月25日は60万6,000円、同年12月17日は35万8,000円、17年7月15日及び同年12月26日はそれぞれ30万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月25日
② 平成16年12月17日
③ 平成17年7月15日
④ 平成17年12月26日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無いので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書及び申立人の取引銀行から提出された預金元帳により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書において確認できる賞与額から、平成16年8月25日は60万6,000円、同年12月17日は35万8,000円、17年7月15日及び同年12月26日はそれぞれ30万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主から回答を得られないが、A社の複数の元従業員が保有する賞与明細書により、申立期間において賞与が支払われ、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていることが確認できるところ、オンライン記録に当該標準賞与額の記録がある者はおらず、また、同社の元顧問社会保険労務士は、同社の事業主及び事務担当者に賞与支払届を作成するための資料を提出するように促したが、提出されなかったと回答していることから判断すると、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年8月1日から同年9月1日までの期間及び22年7月1日から同年12月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、19年8月は47万円、22年7月は41万円、同年8月から同年11月までは44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成22年12月1日から23年9月1日までの期間について、標準報酬月額の改定の基礎となる22年5月から同年7月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年1月5日から23年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成17年1月5日から22年12月1日までの期間

については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年12月1日から23年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成19年8月及び22年7月から同年11月までについて、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、19年8月は47万円、22年7月は41万円、同年8月から同年11月までは44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成17年1月から19年7月まで及び同年9月から22年6月までについて、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成22年12月から23年8月までについて、オンライン記録によると、41万円と記録されている。しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の改定の基礎となる22年5月から同年7月までは標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 19 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 14 日から 21 年 11 月 1 日まで
A 社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成 19 年 8 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細票において確認できる保険料控除額から、34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致しておらず、また、複数の同僚から提出された給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライ

ン記録の標準報酬月額も長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 15 年 11 月から 19 年 7 月まで及び同年 9 月から 21 年 10 月までの標準報酬月額について、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年12月1日から13年10月1日までの期間、14年10月1日から15年3月1日までの期間、同年4月1日から19年9月1日までの期間及び22年8月1日から同年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年12月から13年9月までは30万円、14年10月から15年2月まで及び同年4月から19年7月までは28万円、同年8月及び22年8月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成22年12月1日から23年9月1日までの期間及び同年12月1日から24年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる22年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円、23年9月から同年11月までは標準報酬月額56万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を、22年12月から23年8月までは38万円、同年12月から24年8月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から24年9月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。給与明細票を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成10年12月1日から22年12月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから特例法を、同年12月1日から24年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間のうち、平成10年12月から12年12月までについて、申立人から提出された11年分及び12年分の給与所得の源泉徴収票において確認できる給与支払額は約480万円であるところ、申立人から提出された13年1月分から24年12月分までの給与明細票において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は30万円以上であることから、当該期間における報酬月額については、少なくとも標準報酬月額30万円に見合う額であることが推認できる。

また、上記源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額とオンライン記録の標準報酬月額（22万円）に基づく社会保険料等の控除額を比較すると、当該源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額の方が大幅に高いことから、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料より高い保険料が控除されていたことが確認できるところ、上記給与明細票によると、平成13年1月以降における保険料控除額は、次の定時決定が行われるまで一定であることが確認できる。

さらに、上記源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額から推定した厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は30万円より高いことから、少なくとも標準報酬月額30万円に基づく控除額であったものと推認できる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成13年1月から同年9月まで、14年10月から15年2月まで、同年4月から19年8月まで及び22年8月の標準報酬月額について、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、13年1月から同年9月までは30万円、14年10月から15年2月まで及び同年4月から19年7月までは28万円、同年8月及び22年8月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細票及び源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり

一致していないことから、事業主は、当該給与明細票及び源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成13年10月から14年9月まで、15年3月、19年9月から22年7月まで及び同年9月から同年11月までについて、上記給与明細票において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことが確認できることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 申立期間のうち、平成22年12月1日から23年9月1日までの期間及び同年12月1日から24年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、22年12月から23年8月までは36万円、同年12月から24年8月までは50万円と記録されている。

しかし、上記給与明細票によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成22年4月から同年6月までは標準報酬月額38万円、23年9月から同年11月までは標準報酬月額56万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を、平成22年12月から23年8月までは38万円、同年12月から24年8月までは56万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成23年9月1日から同年12月1日までの期間については、上記給与明細票により、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる同年4月から同年6月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額が確認できることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年8月1日、同年12月14日、20年7月28日、同年12月22日、21年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、19年8月1日は32万円、同年12月14日は31万3,000円、20年7月28日は32万円、同年12月22日は30万6,000円、21年7月28日は31万3,000円、同年12月22日は30万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年8月1日
③ 平成19年12月14日
④ 平成20年7月28日
⑤ 平成20年12月22日
⑥ 平成21年7月28日
⑦ 平成21年12月22日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から⑦までについて、申立人から提出された賞与支払明細書、A社から提出された申立人に係る賞与支払明細書及び平成18年分から21年分までの給与所得に対

する所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書等において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成19年8月1日は32万円、同年12月14日は31万3,000円、20年7月28日は32万円、同年12月22日は30万6,000円、21年7月28日は31万3,000円、同年12月22日は30万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、上記賞与支払明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受けているものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このことについて、A社は、「当該期間当時は、賞与から厚生年金保険料を控除することについて認識していなかった。」旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年8月1日、同年12月14日、20年7月28日、同年12月22日、21年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、19年8月1日は24万円、同年12月14日は23万5,000円、20年7月28日は24万円、同年12月22日は22万9,000円、21年7月28日は14万7,000円、同年12月22日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月15日
② 平成19年8月1日
③ 平成19年12月14日
④ 平成20年7月28日
⑤ 平成20年12月22日
⑥ 平成21年7月28日
⑦ 平成21年12月22日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②から⑦までについて、申立人から提出された賞与支払明細書、A社から提出された申立人に係る賞与支払明細書及び平成18年分から21年分までの給与所得に対

する所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書等において確認できる保険料控除額から、平成 19 年 8 月 1 日は 24 万円、同年 12 月 14 日は 23 万 5,000 円、20 年 7 月 28 日は 24 万円、同年 12 月 22 日は 22 万 9,000 円、21 年 7 月 28 日は 14 万 7,000 円、同年 12 月 22 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、上記賞与支払明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、当該期間にA社から賞与の支払を受けているものの、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このことについて、A社は、「当該期間当時は、賞与から厚生年金保険料を控除することについて認識していなかった。」旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成19年8月1日、同年12月14日、20年7月28日、同年12月22日、21年7月25日及び同年12月25日に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の標準賞与額に係る記録を、19年8月1日は16万円、同年12月14日は15万7,000円、20年7月28日は24万円、同年12月22日は23万5,000円、21年7月28日は9万6,000円、同年12月22日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成19年8月1日
② 平成19年12月14日
③ 平成20年7月28日
④ 平成20年12月22日
⑤ 平成21年7月28日
⑥ 平成21年12月22日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る賞与支払明細書及び平成19年分から21年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが

認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支払明細書等において確認できる保険料控除額又は賞与額から、平成19年8月1日は16万円、同年12月14日は15万7,000円、20年7月28日は24万円、同年12月22日は23万5,000円、21年7月28日は9万6,000円、同年12月22日は5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に行っておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年3月31日から同年4月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務期間に空白は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年分賃金台帳及び同年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、同社に同年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人に係る資格喪失日は平成16年3月31日と記載されていることから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から6年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、11万8,000円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された平成5年7月から6年9月までの給与明細書及び源泉徴収票等によると、申立人に毎月およそ17万円から19万円の給与が支給され、当該給与から標準報酬月額16万円に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は64万円、18年6月8日は61万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は64万円、18年6月8日は61万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 48 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、48 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社における資格取得日に係る記録を昭和44年6月25日に訂正し、同年6月及び同年7月の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和44年6月及び同年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月21日から同年8月1日まで

A社及びB社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社からB社への異動はあったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒にA社からB社に異動したとしている同僚の供述、A社で給与計算事務を担当していた者の供述及び商業・法人登記簿謄本から判断すると、申立人は、申立期間においても同一グループ企業である同社及びB社に継続して勤務し(昭和44年6月25日にA社からB社に異動)、同年6月及び同年7月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和44年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人のB社における同年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、オンライン記録及びB社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和44年8月1日とされているところ、商業・法人登記簿謄本によると、同社は同年6月25日に設立されており、また、A社からB社に異動したとしている同僚は、「同社には設立当初から20人から30人の従業員が勤務していた。」旨供述していることから、同社は、申立期間のうち、同日以降の期間におい

て、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和41年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月1日から同年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は、昭和41年4月1日に同社において厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、同年9月1日に同社において再度資格を取得していることが確認できるところ、雇用保険の加入記録並びに同社本店に勤務していた上司及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において同社B営業所に勤務していたことが認められる。

また、上記被保険者名簿及びA社B営業所に係る事業所別被保険者名簿により、同社同営業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年4月1日に同社において資格を喪失した25人のうち、申立人を除く24人について、同日付けで同社同営業所において資格を取得していることが確認できるところ、上記の上司及び同僚の供述から、申立人の業務内容や雇用形態に変更は無かったことがうかがえる上、同僚の一人は、申立人のみが厚生年金保険に加入していなかったというのは考えにくく、申立人も申立期間において厚生年金保険に加入していたと思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和41年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社B営業所に係る事業所別被保険者名簿における整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を 73 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 12 月 10 日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、73 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年3月31日から同年4月1日まで

日本年金機構から送付された「お知らせ文書」によりA社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことを初めて知った。しかし、申立期間は同社から同社のグループ会社であるB社に異動した時期であり、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元従業員が保有しているA社における昭和49年3月の給与明細書から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（同年4月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は64万円、18年6月8日は63万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は64万円、18年6月8日は63万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は63万円、18年6月8日は60万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は63万円、18年6月8日は60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は70万円、18年6月8日は69万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は70万円、18年6月8日は69万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は55万円、18年6月8日は58万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与一覧表等において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成15年12月10日は55万円、18年6月8日は58万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成18年6月8日

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。賞与が支給され、保険料を控除されたのは確かなので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された賞与一覧表等により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書及び賞与一覧表等において確認できる保険料控除額から、それぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の元監査役は、同社は既に解散し、当時の資料等が無いため不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から平成元年10月までの期間及び2年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年6月から平成元年10月まで
② 平成2年1月

私は、昭和57年6月21日にA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付していた。平成元年4月にB市（現在は、C市）に転居した際は手持ちの約5万円で同年5月から半年分くらいの保険料を市役所で納付し、以後は保険料を毎月納付していた。また、私は、申立期間に係る源泉徴収簿及び源泉徴収票を所持しており、それらの資料には当時納付していた国民年金保険料が記載されている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年6月21日にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとして当該日に市役所に行った旨が記載されたノートを提出しているが、申立人に係る戸籍附票により、当該日にはA市ではなくD区に住所を登録していることが確認できることから、A市役所で加入手続を行うことはできない上、B市の国民年金手帳払出簿により、申立人の国民年金の加入手続は平成3年11月25日に行われていることが確認できる。

また、オンライン記録により、申立期間①に係る国民年金被保険者資格取得記録の入力処理は平成3年12月4日に行われていることが確認でき、同処理時点で申立期間①の保険料は時効により納付することができず、申立期間②直後の2年2月から3年3月までの保険料は4年3月26日に一括で過年度納付されていることが確認でき、同納付時点で申立期間②の保険料は時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す資料として昭和57年分から平成2年分までの源泉徴収簿及び源泉徴収票を提出しており、同資料には各年中に納付したとする国民年金保険料額が記載され、その記載額は当時の保険料額と一致しているが、上記のとおり、申立人の国民年金の加入手続は平成3年に行われていることが

確認でき、その前に加入手続きが行われた事情は見当たらないため、昭和 57 年から平成 2 年までの各年中に保険料を納付することはできないと考えられることから、同資料については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料と認めることはできない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月から 57 年 3 月まで
私は、昭和 52 年 9 月に会社を辞めた後、同月頃に国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を口座振替で納付していたとしているが、申立期間のうち昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 57 年 3 月までの期間の夫の保険料は未納である。

また、申立人から提出された申立人の黄土色の国民年金手帳及びオレンジ色の年金手帳には申立期間に係る国民年金被保険者期間が記載されておらず、申立人は、当該 2 冊の手帳以外に手帳を所持していたことはないとしているなど、申立人が申立期間に係る国民年金の加入手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年10月までの期間、47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月から45年10月まで
② 昭和47年2月及び同年3月

申立期間①については、私が20歳になった頃に、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。また、申立期間②以降の期間については、私が国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、父親が昭和43年*月頃に申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から47年9月頃に払い出されたと推認でき、同年9月時点で45年6月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとする父親から当時の事情を聴取することができない上、申立人は、加入手続き及び保険料の納付に関与していないとしていることから、加入手続き及び保険料納付の状況は不明であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②については、上述のとおり、申立人の手帳記号番号は昭和47年9月頃に払い出されたと推認でき、同年9月時点で申立期間②の保険料は過年度保険料となるため、申立期間②の保険料の納付には国庫金の納付書を使用することとなるが、申立人は国庫金の納付書の入手経緯及び様式に関する記憶が無いと述べているなど、過年度保険料の納付が行われたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人及びその父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせ

る周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 59 年 10 月まで

私は、母から、結婚後は国民年金に加入するようと言われていたので、結婚した翌月の昭和 54 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、同月以降の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 4 月に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の記号番号の任意加入被保険者に係る資格取得日から 59 年 11 月頃に払い出されたと推認でき、同年 11 月時点で申立期間のうち 54 年 4 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、上述のとおり、申立人の手帳記号番号は昭和 59 年 11 月頃に払い出されたと推認でき、同年 11 月時点で申立期間のうち 57 年 10 月から 58 年 2 月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は、遡って保険料を納付したことはないとしている。

さらに、申立期間のうち昭和 58 年 3 月から 59 年 10 月までの期間は任意加入適用期間の未加入期間であるため、制度上、当該期間の保険料は納付することができない。

そのほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から50年3月まで
私の元夫は、私の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元夫が申立人の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を毎月集金人に納付してくれていたと思うと述べているところ、元夫から当時の事情を聴取することができない上、申立人は、加入手続及び保険料の納付に関与していないとしていることから、加入手続の状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は9年8か月と長期間であり、行政機関が特定の国民年金被保険者について事務処理を誤り続けたとは考え難い。

そのほか、申立人の元夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 5 月 27 日から同年 7 月 8 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る平成 16 年分給与所得の源泉徴収票及び元従業員の供述から、申立人は、同年 5 月 27 日から同年 7 月 8 日まで、同社で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人から提出された平成 16 年 6 月分及び同年 7 月分の給与明細書によると、同年 6 月分の給与で控除された厚生年金保険料を含む社会保険料が、同年 7 月分の給与において、申立人に返金されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から36年4月1日まで
② 昭和38年7月18日から39年3月1日まで

Aの販売会社で販売営業職として勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当時の事業所名が、B社(後に、C社。現在は、D社)か、E社(現在は、F社)か、G社か、H社か記憶に無いが、I地区にあったAの販売会社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。また、C社からJ社に転職した時期に当たる申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間にどちらの会社で勤務していたか記憶に無いが、期間を空けずに転職したことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、D社及びF社の人事を管掌するK社のそれぞれの担当者はいずれも当時の記録を保存していないとし、また、H社の担当者は、確認できる人事記録に申立人の記録は確認できないとしており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、G社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、B社、E社又はH社で、申立期間①当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる元従業員35人に照会し、回答が得られた20人は、いずれも申立人を記憶していないとしており、申立人の申立期間①における勤務を確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間①当時の上司として二人の名前を挙げているが、上記回答のあった元従業員のうち二人が、当該上司二人は、それぞれE社、H社からC社に移籍して来た旨供述しているところ、申立人の同社での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる昭和37年6月15日から38年7月18日までの期間内に当該上司二人の同社に

おける被保険者記録が確認できる上、当該上司二人は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

申立期間②について、D社の担当者は、当時の人事記録は保有していない旨回答している上、当委員会の照会に回答があったC社の21人の元従業員は、申立人を記憶しておらず、そのうち複数の者は、同社を退職する前に厚生年金保険の被保険者資格を喪失させられることは考えにくい旨供述している。

また、J社の人事を管掌するL社から提出された申立人の社会保険記録を管理している台帳によると、申立人は、昭和39年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40年8月1日に資格を喪失した旨が記載されていることが確認できるところ、当該記録は、J社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の被保険者記録と一致している。

さらに、申立人は、J社においては、歩合制のM職であった旨供述しているところ、L社の担当者及び当委員会の照会に回答があった元従業員12人のうち4人は、歩合制のM職については、3か月から1年の試用期間があり、試用期間中は社会保険に加入していない旨供述している。

なお、申立人が記憶するC社及びJ社における上司は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて照会することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 31 日から 53 年 2 月 16 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には申立期間も継続して勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、A社において、昭和 49 年 11 月 25 日に資格取得、52 年 3 月 30 日に離職後、53 年 2 月 16 日に資格を再取得、54 年 5 月 15 日に離職しており、当該記録は、同社に係る事業所別被保険者名簿で確認できる申立人の厚生年金保険被保険者記録と符合していることが確認できる。

また、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人は、昭和 49 年 11 月 25 日に資格取得、52 年 3 月 31 日に資格喪失、53 年 2 月 16 日に資格を再取得、54 年 5 月 16 日に資格喪失しており、上記被保険者名簿の記録と一致していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、その一部の期間において保険料を納付していることが確認できる上、申立人の妻も、A社を退職した後の昭和 52 年 8 月に国民年金に加入し、申立人が同社において被保険者資格を再取得した 53 年 2 月 16 日付けで、国民年金の資格を喪失していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に長期の派遣社員として、平成 15 年 7 月 1 日に入社したが、年金事務所の記録では、同日以降の申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても、A社に長期の派遣社員として所属し、派遣先事業所に勤務していたと申し立てているところ、A社の供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が保有するA社における平成 15 年 7 月分の給与明細書では、当該月の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A社は、同社が作成、保管する厚生年金保険に係る記録において申立人の被保険者資格取得日が、オンライン記録と同日である平成 15 年 10 月 1 日となっていることから、同日以前の申立期間において、申立人の給料から厚生年金保険料を控除したはずはないとしている。

さらに、A社は、従業員の厚生年金保険の加入について、「正社員は、従前から、入社と同時に加入していたが、派遣社員の場合、平成 22 年 6 月以前は、雇用開始から 2 か月程度経過してから加入させていた。」旨回答している。

これについては、オンライン記録から申立人と同日にA社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者であって、連絡先の判明した従業員 20 人に照会したところ、回答があった 2 人は、いずれも派遣社員であり、同社へ入社したとする月に雇用保険に加入しており、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同社へ入社したとする月から約 2 か月後又は 3 か月後となっている上、当該従業員は、「厚生年金保険に加入するには、一定の条件があり、入社と同時に加入させてもらえなかったと思う。」と供述している。

加えて、A社が加入するB健康保険組合における申立人の健康保険被保険者の資格取得日も、オンライン記録と同日である平成15年10月1日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24361 (事案 120 及び 2521 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月29日から31年4月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、昭和29年8月29日から35年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いとして、同僚二人の名前を挙げて年金記録確認B地方第三者委員会(当時)に申立てを行ったが、二人の被保険者記録が見当たらない等の理由から、記録の訂正を認めることはできない旨の通知を受けた。しかし、納得できないので、新たに思い出した上司の名前を挙げて同委員会に再度の申立てを行ったが、結果は同じであった。今般、当該上司は、申立期間に被保険者記録があることが分かったが、そうであれば、私も申立期間に被保険者であったはずなので、もう一度審議して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金記録確認B地方第三者委員会に対して、昭和29年8月29日から35年10月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の申立てを過去2回行っているところ、1回目の申立てについては、申立人が、名前を挙げた同僚二人は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が見当たらない上、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる資料は無い等の理由から、既に同委員会の決定に基づき平成20年4月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2回目の申立てについては、申立人が自分の勤務を証明してくれるとして、新たに名前を挙げた上司は、当該期間に上記被保険者名簿での被保険者記録が確認できるものの、既に死亡しており、申立人の当該期間に係る勤務状況等について供述を得ることができないこと、また、申立人は、当該期間当時の記憶として昭和35年9月当時の勤務先建物の構造や店舗名を供述しているが、当該店舗は33年頃に改装され、店舗名も変更されていたことを複数の従業員が供述しており、申立人の記憶との時期的なずれがうかが

えること等の理由から、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないとして、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき平成21年6月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記2回の通知に納得できず、申立期間を変更し、新たな事情として、2回目の申立てにおいて名前を挙げた上司については、申立期間における被保険者記録が確認できたことを挙げて、自分も記録があったはずであるとして3回目の申立てをしているが、当該上司については、2回目の申立てに係る調査において、申立期間に被保険者記録があることを確認しており、申立人の主張は当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月 5 日から平成 9 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が 11 万円となっており、給与額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間については、手取額で 25 万円から 28 万円の給与を支給されており、住宅ローンも借りることができた。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、手取額で 25 万円から 28 万円の給与を支給されていたと主張しているが、当時勤務していたA社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の同社の事業主に厚生年金保険の取扱いについて照会したものの、当時の資料を保管していないため不明である旨回答している上、申立人も当時の給与明細書等、給与額や厚生年金保険料控除額を確認できる資料を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額及び当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人と取引があった金融機関が保有していた申立人の平成元年分の給与所得源泉徴収票では、同年の社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額 11 万円に基づく健康保険料及び厚生年金保険料の合計額より低額であることが確認できる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、当該名簿及びオンライン記録における標準報酬月額が遡って訂正される等の不自然な処理も見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年6月1日まで
A 渉外労務管理事務所 (Bビル。以下「C 渉外労務管理事務所」という。) においてK・Pとして勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。
しかし、C 渉外労務管理事務所には、同事務所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和24年4月1日には既に勤務しており、同日以降、保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もC 渉外労務管理事務所においてK・Pとして勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人のC 渉外労務管理事務所に係る厚生年金保険の記録を管理するD事務所では、申立人の申立期間に係る勤務の状況や厚生年金保険料の給与からの控除については不明であるとしている。

また、C 渉外労務管理事務所に係る申立人の厚生年金保険記号番号払出簿、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳では、申立人の同事務所における厚生年金保険の資格取得日は昭和24年6月1日となっている上、D事務所が保有する申立人に係る厚生年金保険個人別台帳の資格取得日も同日となっており、いずれもがC 渉外労務管理事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、C 渉外労務管理事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和24年4月1日及び同年6月1日に同事務所において厚生年金保険の被保険者であることが確認できる従業員40人に、申立人の申立期間に係る勤務の状況及び同事務所における厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、21人から回答があったものの、申立人の勤務の状況については、申立人を知っていると回答した2人は申立人の勤務期

間は覚えていないとしており、また、同事務所における厚生年金保険の取扱いについては、全員が不明であるとしている。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月 1 日から 47 年 6 月 1 日まで
A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、B職として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間当時の資料は保存していないため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できないとしている上、申立人が、名前を記憶している同僚 13 人のうち、所在が判明した 4 人に照会したが、回答が得られなかったため、申立期間当時、同社に勤務していた従業員で所在が判明した従業員 16 人に照会し、11 人から回答が得られたが、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認できる回答は得られなかった。

また、A社設立当時の関連法人であるC事業所は、同社が厚生年金保険に加入するまで、同社に勤務していた従業員は、D事業団の被保険者であったとしているところ、昭和 46 年 10 月 1 日に同事業団の被保険者資格を喪失していることが確認できる同社の従業員 11 人については、同日付けでA社における雇用保険の加入記録が確認できるが、申立人については、同年 9 月 1 日に同事業団の被保険者資格を喪失していることが確認でき、同社における雇用保険の記録は確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 46 年 10 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同年 7 月 1 日から同年 10 月 11 日までの期間は、同社が厚生年金保険に加入していないことが確認できるところ、上記 11 人の従業員全員について、同年 10 月 11 日に、同社における被保険者資格を取得していることが確認でき、C事業所は、「A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 10 月 11 日において、同社に勤務していた従業員は、全員厚生年金保険に切り替えて加入させた。」旨回答している。

加えて、上記被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらない上、申立期間における健康保険証の番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難く、また、記載内容に不備な点や不自然な訂正処理が行われた形跡も認められない。

なお、申立人が申立期間以降に勤務した事業所から提出された申立人の履歴書によると、申立人が昭和46年8月にA社を退職した旨の記載があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月13日から42年9月13日まで
② 昭和44年10月20日から47年3月26日まで

申立期間①については、前回、申立期間②については、過去2回にわたり脱退手当金を受給していないので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが認められなかった。

しかし、自分で申立期間①及び②に係る脱退手当金裁定請求書及びその添付資料のカラーコピーを取り寄せ、記載内容を確認し、年金事務所の担当者等の関係者に照会したが、社会保険事務所(当時)において申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給について適切な事務処理が行われたとは考えられず、私は申立期間①及び②の脱退手当金を受給した記憶も無いので、第三者委員会の審議結果には納得できず、再度申し立てるので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①に係る申立てについては、i) 年金事務所に脱退手当金が支給決定された根拠となる「脱退手当金裁定請求書」、「脱退手当金計算書」等が保存されており、それらの記載内容とオンライン記録の内容は一致している上、当該裁定請求書について、申立人は、自ら作成したことを認めていることから、当該脱退手当金の請求は申立人の意思に基づき行われたものと認められること、ii) 申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者証を保有しており、当該被保険者証には「脱」の表示(押印)が二つ確認でき、これらの表示は、申立期間①及び申立期間②に係る脱退手当金の支給手続の際に、それぞれ押印されたと認められることから、申立人に申立期間①に係る脱退手当金が支給されたものと考えられること、iii) A社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどから、既に年金

記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成23年11月30日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

2 申立期間②に係る申立てについては、i) 申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示が確認できることを踏まえると、申立期間②についても申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難いこと、ii) 申立期間②に係る脱退手当金裁定請求書には、払渡店として申立期間①と同じ銀行支店名が記載されていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられること、iii) C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和47年8月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき、平成22年4月14日付け及び23年11月30日付けでそれぞれ年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

3 今回、申立人は、これまでの審議結果に納得できないとして再度、申立てを行っているが、脱退手当金が支給される場合、当時の社会保険事務所における脱退手当金の支給に係る事務処理においては、脱退手当金の請求書の添付書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示を行い、脱退手当金支給決定通知書類と共に請求者に返還することとされていたことから、「脱」の表示のある厚生年金保険被保険者証を保有する者は、当該脱退手当金の請求手続を行い、社会保険事務所から当該被保険者証の返還を受けるとともに、当該脱退手当金支給決定通知書類を受け取っているものとするのが自然である。

申立人の場合、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者証を保有しており、当該被保険者証には「脱」の表示（押印）が二つ確認でき、これらの表示は、申立人に係る脱退手当金の支給記録からみて、一つは申立期間①に係る脱退手当金、もう一つは申立期間②に係る脱退手当金の支給手続の際に、それぞれ押印されたものと考えられ、申立人に申立期間①及び申立期間②に係る脱退手当金が支給されたものと認められる。

このほか、上記のとおり脱退手当金が支給されていることをうかがわせる事情が存在する一方で、申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらず、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月

年金事務所から「記録回復に関するお知らせ」が届き、A社において、平成 18 年 2 月に賞与の支給が行われていたことを知った。私の年金記録には、当該賞与の記録は無いが、申立期間も同社に勤務しており、私にも当該賞与の支給があったと思うので、調査して賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、また、申立期間当時の事業主は、賞与等の給与関係資料は保存されていないとしているところ、B町役場から提出された申立人に係る平成 19 年度課税証明書に記載された平成 18 年分の社会保険料控除額は、申立人のオンライン記録において確認できる同年 1 月から同年 12 月までの間における標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれに基づく厚生年金保険料並びに健康保険料の合算額に、同年の給与総支給額に基づく雇用保険料額を加えて得た社会保険料額におおむね一致しており、申立期間において、同社から申立人に賞与が支払われ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案 24378 (事案 5975 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年1月10日から37年2月15日まで
② 昭和37年3月1日から38年3月1日まで
③ 昭和38年2月15日から41年3月25日まで

私には脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしいと第三者委員会に申し立てたが、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらないなどの理由から認められなかった。

しかし、今回、申立期間の最終事業所であるA社に勤務していた当時の同僚である弟が、私が脱退手当金を受給していないことを証言してくれるので、確認の上、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間に係る最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年3月25日の前後2年以内に資格喪失した者3名全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、全員が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることから、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の41年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認B地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成22年1月14日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、上記審議結果に納得できないとし、自分が脱退手当金を受給していないことを申立期間に係る最終事業所であるA社の元同僚であった弟が証言してくれると主張している。

しかしながら、当該弟の証言の内容からは申立人が脱退手当金を受給していないと認められる事情は確認できない。

そのほかに年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東東京厚生年金 事案24379（事案17833の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から35年4月30日まで
私は脱退手当金を受け取った覚えは無いので、平成22年9月に第三者委員会に対して脱退手当金の支給記録を取り消してほしい旨の申立てを行ったが、認められなかった。
しかし、第三者委員会の審議結果に納得できないので、新たな証拠等は提出できないが、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間に勤務をしたA社B事業所の従業員調査の結果から、同社が脱退手当金の代理請求をしていた可能性が高いと考えられること、ii) 申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえないこと、iii) 申立人の脱退手当金が支給された時期は、通算年金制度創設前であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえないことなどの理由により、既に年金記録確認C地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成23年6月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の審議結果に納得できずとし、申立てを行っているが、申立人から新たな資料や情報は得られず、年金記録確認C地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 9 月 1 日から 63 年 4 月 1 日まで
A事業所には、昭和 59 年 9 月 1 日から 63 年 3 月末まで継続して勤務した。その間、子供のけが等で健康保険証を使用したことがあり、厚生年金保険の記録が無いのは不自然なので、申立期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る昭和 62 年分から平成元年分までの給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び同事業所の回答によると、申立人が同事業所に昭和 62 年 4 月に入社し、平成元年 8 月に退職したことが確認できることから、申立期間の一部期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A事業所は、「今まで厚生年金保険には加入したことがなく、厚生年金保険料の控除はしていない。また、当時は健康保険のみB健康保険組合に加入し、その保険料を控除していた。」旨回答しているところ、上記所得税源泉徴収簿によると、昭和 63 年 2 月から平成元年 8 月までの期間において、社会保険料の控除額が確認できるが、当該控除額は、申立期間当時の厚生年金保険料額としては低い額であり、同事業所の健康保険料のみ控除していたという回答を踏まえると、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムでは、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月6日から23年4月5日まで
年金記録の確認をしたところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。
しかし、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、申立期間の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においては、オンライン記録と一致する脱退手当金の支給対象期間、支給金額及び支給年月日が記録されているとともに、当該脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和23年9月13日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 2 月 20 日

年金事務所から「記録回復に関するお知らせ」が届き、A社において、平成 18 年 2 月 20 日に賞与の支給が行われていたことを知った。私の年金記録には、当該賞与の記録は無いが、申立期間も同社に勤務しており、当該賞与の支給があったと思うので、調査して賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に解散しており、また、申立期間当時の事業主は賞与等の給与関係資料は保存されていないとしているところ、B社から提出された申立人に係る普通預金元帳において、申立期間に賞与の振込記録は確認できない。

また、申立人から提出された平成 18 年分の給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の額は、申立人のオンライン記録において確認できる同年 1 月から同年 12 月までの間における標準報酬月額及び標準賞与額のそれぞれに基づく厚生年金保険料並びに健康保険料の合算額に、同年の給与総支給額に基づく雇用保険料額を加えて得た社会保険料額におおむね一致しており、申立期間において、A社から申立人に賞与が支払われ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人の申立期間における賞与の支給及び当該賞与に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。